

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和８年８月１４日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- １ 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コメリホームセンター白石店
白石市太平森合森合沖４７番１ 外
- ２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
- ３ 変更しようとする事項
別紙のとおり
- ４ 変更の年月日
別紙のとおり
- ５ 届出年月日
令和８年７月２４日
- ６ 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー及び白石市役所
- ７ 縦覧期間
令和８年８月１４日から令和８年１２月１４日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- ８ 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目８番１号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- ９ 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成１９年２月１日経済産業省告示第１６号）」及び意見書様式を参考のこと。

様式第 1（第 3 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

令和 8 年 7 月 2 4 日

宮城県知事 様

株式会社コメリ
代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水 4 5 0 1 番地 1

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称	（仮称）コメリホームセンター白石店
所 在 地	白石市太平森合森合沖 4 7 番 1 外

2. 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

【変更前】 5, 9 8 0 m²

【変更後】 7, 0 5 3 m²

3. 変更する年月日

令和 9 年 3 月 2 5 日

4. 変更する理由

店舗計画を変更するため